

心を傷つけられたり、  
傷つけたりしていませんか？  
そして見過ごしてはいませんか？

～ハラスメントのない  
安全安心な教会を目指しましょう～



日本聖公会京都教区ハラスメント防止委員会

## 教会は安心な場・・・

教会は神に愛されてすべての人の隣人となって神の愛のわざを实践するよう召されている者の集まりです。しかし、一人ひとりが愛され、個人の尊厳が重んじられるはずの教会においても、その尊厳が著しく傷つけられてしまうようなことが起こる可能性があります。

京都教区では、2006年からハラスメント防止委員会を設置しています。それは、2001年に京都教区で起こった牧師による性暴力事件がきっかけとなったものです。当時、教区関係者の多くが加害者の言い分を鵜呑みにし、事実無根として被害者の訴えに耳を傾けず、調査を行わなかったことが問題でした。そのことにより、被害者はさらに深い心の傷を負うことになりました。この痛切な反省と懺悔の思いから、二度と同様のことが起きないようにとの願いを込めて委員会を設置しました。

2012年5月、日本聖公会は「日本聖公会ハラスメント防止宣言」を採択し、人間の尊厳を傷つけるあらゆるハラスメントを許さず、その防止に取り組むことを宣言しました。

日本聖公会京都教区は、人権を踏みにじったり心を傷つけたりする、ハラスメントを決して容認しません。教会におけるハラスメントをなくし、神の前にあるべき交わりを回復するために、そして教会に連なる人々、また地域社会に生きるすべての人々にとって、教会が安全で安心できる場となるよう努めていきます。

## ハラスメントとは

ハラスメントとは、言葉や行為によって、相手に屈辱や精神的苦痛を与えたり、不快な思いをさせたりすることです。意図的でなく、軽い気持ちで発した言葉や、「指導」「励まし」「親しさ」のつもりであっても、相手を傷つけたり、周囲の関係を悪化させたりすることがあります。さらに、その人の信仰生活に深刻な影響を及ぼす場合もあります。

お互いを尊重し、受け手の気持ちを想像しながら、ハラスメントとは何か、どうすれば起こらないかを共に考えていきましょう。



### パワーハラスメント

知識・技術や経験、立場のある人の力の差を背景にした不適切な言動

### セクシュアルハラスメント

不快感を与える性的な行為や発言  
(同性への言動も含む)

### ジェンダーハラスメント

性別に対する固定観念による不適切な言動(性的少数者への言動も含む)

### モラルハラスメント

人格や尊厳を傷つけ支配しようとする精神的な虐待(他のハラスメントと重なる)

## こんなことはありませんか…？

インターネット上で個人情報を流したり誹謗中傷する

「そんなことも知らないのか！」と皆の前で大声で…

彼氏はいるの？

「あなたの信仰は間違っている」と自分の考えを押しつけ非難する

赤ちゃんはまだ？

なんで教会に来ないの

不用意に「～ちゃん」などという呼び方をする

前の牧師夫人はもっとしてくれたのに…

若い方（お嬢さん）が先生の隣に座ってネ！

なんで私が（彼が）しゃべっているののため息をつくの…

最近きれいになったね！

### ハラスメントをしないために

ハラスメントの基準は、『自分』ではなく、言動を受けた『相手』がどう感じたかです。「ハラスメント」は一人一人多様な感じ方をする人間の、多様な関係性の中で起こる事柄です。自分が当たり前だと思っているコミュニケーションのあり方や傾向（言葉、態度、振舞い方）を振り返ってみましょう。

- 自分の傾向を知る（怒りやすい、自他の距離感が甘いなど）
- 他者からの指摘に謙虚になる
- 偏見や思い込みを持たず一人一人をていねいに見る、相手の気持ちをていねいに聴く

### ハラスメントを受けていると思ったら

#### → 意思表示する

できれば「やめてほしい」と意思表示しましょう（メモなどで間接的に伝えることも）

#### → 相談する

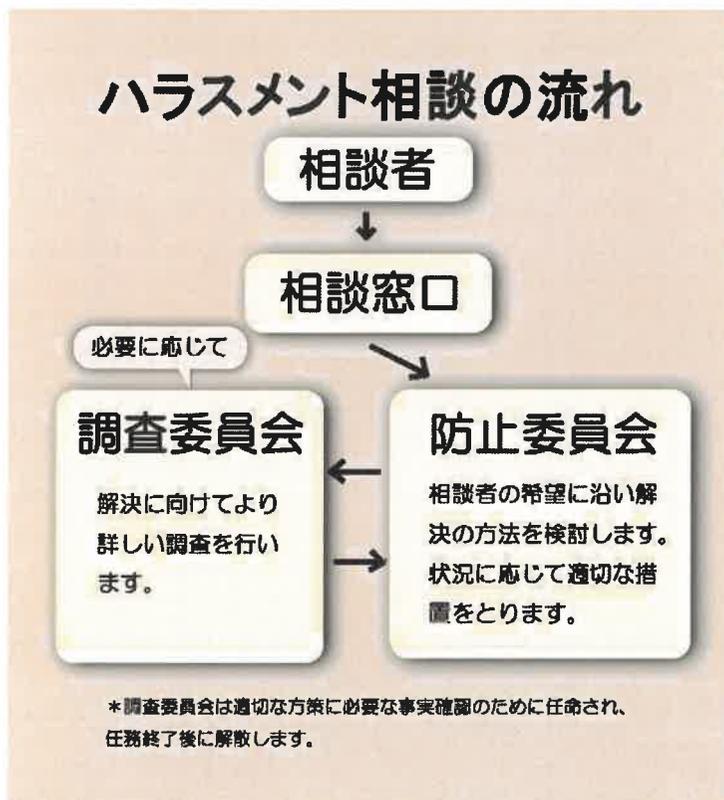
一人で悩まないで信頼できる人に相談しましょう

#### → 記録する

具体的に状況を描写して書き留めておきましょう。状況を客観的に把握したり、専門家に相談する場合、事実を経過を正確に示すことができます。

# 相談の流れ

解決が困難な場合や、解決の方法がわからない場合、またご自身が加害者と疑われて困惑しているような場合には、京都教区のホームページにあるハラスメント防止委員会のページをご覧ください（下記の二次元コードを読み取っていただくと簡単にアクセスしていただけます）。または、連絡先と概要を記載の上、下記の宛先までお送りください。



相談者・関係者のプライバシーに十分配慮して対応します。  
被害者の安全と安心を第一に対応します。  
調査、問題解決に協力した人が不利益にならないよう対応します。

相談窓口 日本聖公会京都教区 ハラスメント防止委員会  
〒602-8011 京都市上京区烏丸通下立売上る桜鶴円町380  
日本聖公会京都教区教務所内